

教育業務改善ヘルプラインの仕組み

【連絡者の範囲】

- ① 教育委員会事務局、教育機関、県立学校（以下「対象県教育機関」という。）の教職員
 - ② 市町村立小学校、中学校の県費負担教職員
 - ③ （公財）鳥取県教育文化財団等の県出資法人（以下「対象出資法人等」という。）の職員
 - ④ 対象県教育機関、対象出資法人等と契約関係にある者（以下「契約先」という。）及び契約先に勤務する者
 - ⑤ ①から④の退職者
- ※ ①、③、④については、これらの機関に勤務している派遣労働者を含みます。

手 順	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ヘルプライン 連絡 (連絡者)</div>	<p><連絡の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職務上の法令違反、その他の不正又は不当な行為に気がついたとき。 ② 業務に関し当該機関内では解決が困難であり、業務改善ヘルプラインが関与して改善することが必要と考えるとき。（ただし、上記③の団体については、県の補助事業、委託事業の執行に関する事項等県の利害に関する事項に限る。） ③ 業務改善ヘルプラインに連絡したことが原因でいやがらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。 ※他の職員を誹謗中傷する目的その他不正の目的のものは除きます。 ※ ①～③にかかわらず、県議会議員の個別の行為に関する事項は除きます。「県議会議員の個別の行為に係る業務改善ヘルプライン」へ連絡ください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">連絡受付 (教育行政監察担当)</div>	<p><受付窓口></p> <p>内部窓口：担当参事（以下「参事」）、教育行政監察担当職員（以下「監察担当」） 外部窓口：弁護士（菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井重忠）</p> <p><連絡に当たって></p> <p>○原則として所属、氏名を明記してください。※受付のみであれば匿名でも可能です。 ○連絡手段 連絡者のプライバシー保護のため電子メール又は封書で連絡してください。 ※電子メールの閲覧、封書の開封は参事、監察担当及び外部窓口の弁護士のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メール送付先（内部窓口） kyoui-teian@pref.tottori.lg.jp （外部窓口） skomai@nanohana-law.com ・封書宛先 （内部窓口）〒680-8570 鳥取市東町1-271 鳥取県教育委員会教育総務課 （外部窓口）〒680-0023 鳥取市片原2-108 エステートビル2階 菜の花総合法律事務所 <p style="text-align: center;">いずれも「教育総務課業務改善ヘルプライン宛」 ※「親展」と記載してください。</p> <p>※連絡内容が教育長、参事又は監察担当に関するものである場合は、監査委員会事務局に電子メール又は封書で連絡してください。調査等は監査委員事務局で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メール送付先 kansaiin_kyouikuhelpine@pref.tottori.lg.jp ・封書宛先 〒680-8570 鳥取市東町1-271 鳥取県監査委員会事務局 教育業務改善ヘルプライン宛 ※「親展」と記載してください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">教育長報告</div>	<p>○ 連絡内容は、調査の前に教育長に報告します。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">調 査</div>	<p>○ 調査は、参事、監察担当 及び 教育長の指示を受けた職員が行います。（場合により関係機関に協力を要請することがあります。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 調査は、業務改善ヘルプラインによるものであることを明らかにせず、連絡者が特定されないよう配慮します。 ② 連絡者が県費負担教職員の場合は、原則として市町村教育委員会と連携して調査を行います。（内容により市町村教育委員会に対応を委ねる場合、単独で調査を行う場合があります。いずれの場合でも対応については連絡者に連絡します。）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">教育長報告 本人連絡</div>	<p>○ 調査の結果は、教育長に報告するとともに、連絡者にも連絡します。（匿名の場合は除く。）</p> <p>○ 改善が必要であると認める場合は、関係機関に対し改善を求めるとともに、必要に応じて行政監察結果として公表します。（ヘルプラインによるものである旨は明らかにしません。）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">是正措置等実 効性の確認</div>	<p>連絡対応終了後、必要に応じて是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認します。</p>

審査会報告	○ 業務改善ヘルプラインに連絡のあった事項の概要、当該事項に対する対応等について、審査会に報告し今後の調査方法の改善に役立てます。（連絡者のプライバシー保護のため、氏名等は明らかにしませんし、審査会は非公開で行います。）
受付件数の公表	○ 毎年度の受付件数をホームページで公表します。